

米軍機騒音に対する規制措置に関する意見書

浦添市内においては米軍機飛行による騒音が際立ち、自治会に対し市民から安心安全な健康生活が脅かされ、日常生活に著しく支障を来している旨の苦情申立てが多く寄せられている。

浦添市内においては突然の爆音に「動転し」、長引く轟音に「くつろぎ」や「眠り」が妨害され、健康や精神面における不安と心配が交錯し、不快感は我慢の限度を超えて蓄積されている状況である。

よって、市民の安全安心な暮らしの環境を守るために、下記の事項を強く要請する。

記

1. 米軍機騒音による迷惑行為を可及的速やかに規制すること。
2. 午後 10 時以降の夜間飛行禁止の措置を徹底すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 29 日

沖縄県浦添市議会

宛先

内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事